

令和3年8月13日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 寺岡 和之

水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、大韓民国及び中華人民共和国産の水酸化カリウムについては、「水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令(平成28年政令第196号)」により、平成28年8月9日から平成33年(令和3年)8月8日までを課税期間として不当廉売関税が課されていたところ、令和2年8月31日から、不当廉売関税の課税期間の延長のための調査が実施されており、当該調査が終了する日までの間、これら2か国を原産国とする水酸化カリウムを輸入する際には、引き続き不当廉売関税が課されているところです。

今般、調査の結果、「水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第231号)」により、上記2か国を原産地とする水酸化カリウムについては、引き続き不当廉売関税が課されることとなりましたので、以下のとおりお知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第2815.20号に掲げる水酸化カリウム(大韓民国又は中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。))を原産地とするものに限る。

2. 税率

大韓民国産	一般の関税+49.5%
中華人民共和国 (香港地域及びマカオ地域を除く)産	一般の関税+73.7%

3. 課税期間

令和8年8月12日まで

以上

不明な点がございましたら、業務部通関総括第1部門
(06-6576-3313)までお問い合わせください。